

第4弾佐賀県多様な人材確保環境整備補助金

Q&A 目次

■補助対象者

- Q1. 現在従業員がいない場合は補助対象者となるか。
- Q2. NPO法人（特定非営利活動法人）は補助対象者となるか。
- Q3. 建設業者だが、補助対象者となるか。
- Q4. 農業者だが、農産物の加工も行っている。補助対象者となるか。
- Q5. 整体院を営んでいるが、補助対象者となるか。
- Q6. 大企業の子会社は補助対象事業者となれるのか。
- Q7. 県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者になれるのか。
- Q8. 暴力団、暴力団員等でないことの確認は、どのようにするのか。
- Q9. 県内に事業所があり、県内の事業所として申請を考えているが、県外にある社員寮を整備する事業は対象になるか。
- Q10. 現在県外で営業をしており、これから新たに佐賀県内に事務所を設置する計画であり、トイレや更衣室、休憩室等の整備費用は対象となるか。
- Q11. 過去の佐賀県多様な人材確保環境整備補助金（第1～3弾）において採択されているときは申請できるのか。

■売上・粗利益・営業利益減少要件

- Q12. 売上高（又は粗利益）の比較について交付要綱によると「連続する3ヶ月の合計売上高が、同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少」となっているがどういうことか。
- Q13. 営業利益の比較について交付要綱によると「直近の決算書の営業利益額が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること」となっているがどういうことか

■事業場内最低賃金（賃金UP要件で申請可能対象者は確定申告で決算書を提出していない小規模事業者（個人）のみ）

- Q14. 事業場内最低賃金とはなにか。
- Q15. 最低賃金の算定に含まれる賃金はどのようなものか。
- Q16. 事業場内の最低賃金を算定した結果、現在、地域別最低賃金を下回っていることが判明した。この場合でも、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ且つ、地域別最低賃金を上回れば補助対象者となるか。
- Q17. 事業場内最低賃金の引き上げ前（引き上げの基準月時点）は在職していた従業員が、引き上げ後引き上げに伴う賃金の支払いを終え、その後退職し、辞めて申請時にいない場合でも、要件を充足しているのか。
- Q18. 賃金台帳とはなにか。
- Q19. 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っている。この場合、事業場内最低賃金の算定はどのように行うのか。

■伝統的地場産品製造事業者等

Q20. 伝統的地場産品製造事業者等とはなにか。

■申請

Q21. 県内に複数の事業場を有しているが、事業場ごとに申請が可能か。

Q22. 「多様な人材が活躍できるような職場環境の整備」にはどのような取組が考えられるのか。

Q23. 申請は先着順で採否が決定されるのか。

Q24. 申請時に添付する見積書は1者でいいか。

Q25. 県外の業者に発注することはできるのか。

Q26. 購入を検討している設備を通販サイトなどネットで購入したいが可能か。また、購入できる場合、見積書は必要か。

Q27. 交付決定後に計画を変更できるのか。

Q28. 交付決定後に補助事業を途中で辞めることはできるのか。また、それまでに支出した経費は補助対象として認められるのか。

Q29. 事業実施期間内に適切に契約した取引に係る経費を、期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

Q30. 認定支援機関とはどういうものか。また、認定支援機関の確認は必須か。認定支援機関は事業所の所在地域にある機関でなければならないのか。

Q31. 郵送の場合は、郵便局で消印が記されるが、「宅配便」の場合、提出期限に到着したかどうかをどのようにして確認するのか。

Q32. 申請時点で相見積書の添付が必要か。

Q33. 補助下限額を下回る事業でも申請できるか。

Q34. 事業実施計画書の計画内容を更に説明するために関係資料をつけたいと考えているが分量に制限はあるのか。

Q35. 財産を取得した場合は、「取得財産管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「財産」はどのようなものを指すのか。

Q36. 申請書は何部必要か。

Q37. 2者以上の見積の徴取が困難又は不適當である場合は、単独随意契約ができるとあるが、徴取が困難又は不適當である場合とは、どんな場合か。

Q38. 申請書の事業計画名は、どのように記載したらいいか。

Q39. 交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積もりを行った結果、資材高騰の影響により経費が増額となったが、補助金の増額も認められるのか。

Q40. 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。

Q41. 中止及び廃止とは何か。

Q42. 交付決定の辞退とは何か。

Q43. 購入を検討している設備の設置場所が決まっていないが、申請時に設置前の写真の提出は必要か。

Q44. 個人事業主だが、誓約書の「所在地・住所」はどこを記載するのか。

Q45. 申請書のチェックシートは提出が必要か。

Q46. 見積書は原本の提出が必要か。

Q47. 個人事業と法人の両方で事業を行っているが、それぞれで申請することは可能か。

■補助対象経費

- Q48. 汎用性があるものは対象外経費にならないということだが、エアコンは対象外になるのか。
- Q49. チラシの活用例に記載されているロッカーは対象となるのか。
- Q50. 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。
- Q51. 消費税は対象になるのか。
- Q52. 設備を導入する際に床面の耐久性を上げるために基礎の工事を行いたいが、対象になるか。
- Q53. 現在使用しているエアコンが老朽化したため、買い替えを検討しているが対象になるか。
- Q54. コンテナハウスを導入し、休憩室設置を検討しているが対象になるか。
- Q55. 見積金額が税抜で10万円以上のものについて補助対象となっているが、少額の物品は対象にならないのか。
- Q56. 申請時点では補助下限額以上の交付申請額であったが、実際に購入する時点で値引きされたことで補助下限額を下回った場合はどうなるのか？

■支払い

- Q57. 補助金の先払い（概算払い）は可能か。
- Q58. 補助金はいつ頃支払われるのか。
- Q59. 経費の支払いはクレジットカードでも可能か。
- Q60. 経費の支払いはp a y払いでも可能か。
- Q61. 支払いの証拠書類はレシートでもよいか。
- Q62. 経費の支払いは小切手や手形でも可能か。
- Q63. 補助事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。
- Q64. 支払いの際の振込手数料を負担することになっているが、手数料を負担しなかった場合はどうなるのか。

■その他

- Q65. 佐賀県内事業者からの調達（ローカル発注）を考えてはいるが、県内にはこの業者のほかに取扱業者がないため、相見積書が県外からしか取得できない。この場合の相見積書は県外事業者のものでよいか。
- Q66. 佐賀県内事業者からの調達（ローカル発注）を考えている。県内にはこの業者のほかに取扱業者がないため、相見積書を県外業者から取得したところ、県外業者の見積額が県内業者の見積額より安価だったが、県内業者に発注したい。この場合はどうすればよいか。
- Q67. 審査の経過・内容（審査委員の氏名、申請者の点数、不採択理由等）については教えてもらえるか。

第4弾佐賀県多様な人材確保環境整備補助金

Q&A

■補助対象者

Q1. 現在従業員がいない場合は補助対象者となるか。

A1. 対象となります。本補助事業は多様な人材が活躍できるような職場環境の整備により、人材の確保及び定着に挑む意欲的な取組を支援する制度ですので、これから人材確保に努めるような従業員がいない事業者も対象となります。

※従業員がいない事業者はいつ採用を予定しているかなど採用に向けた計画を交付申請書「4 事業実施計画書」の事業内容の箇所に簡略的に記載するようにしてください。

Q2. NPO法人（特定非営利活動法人）は補助対象者となるか。

A2. 佐賀県がCSOに該当すると判断するNPO法人については補助対象者となります。一方で、本制度の対象とされない主な組織形態は以下のとおりです。なお、CSO（NPO法人を含む）が補助対象となり得るのは、「賃金UP支援枠」のみであり、「単身事業者支援枠」の補助対象者には該当しません（交付要綱第3条別表第1参照）。

・医療法人 ・社会福祉法人 ・農事組合法人 ・学校法人 ・宗教法人

Q3. 建設業者だが、補助対象者となるか。

A3. なります。その他、卸売業、小売業、サービス業、宿泊業、製造業、運輸業なども補助対象者となります。一方で、農林漁業のみを営む事業者や、医療福祉業のみを営む事業者は補助対象とはなりません。

Q4. 農業者だが、農産物の加工も行っている。補助対象者となるか。

A4. 「補助金交付要綱」第3条（別表第1）に規定するとおり、農林漁業のみを営む事業者は補助対象外ですが、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を現時点で行っている事業者については、当該事業部分についての職場環境の取組のみ対象となります。

Q5. 整体院を営んでいるが、補助対象者となるか。

A5. 一般的な整体院は産業分類における大分類P-医療、福祉（「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」又は「8352 療術業」）に該当すると思われしますので、対象外となります。なお、日本標準産業分類では、主に次のように事例されておりますので、自社の営まれている事業が、どの分類に最も該当するかをご確認ください。※ただし、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象となります。

■大分類P 医療、福祉 - 83 医療業 - 835 療術業 - 8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

・説明：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。

これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

・事例：あん摩業；マッサージ業；指圧業；はり業；きゅう業；柔道整復業

■大分類P 医療、福祉 - 83 医療業 - 835 療術業 - 8332 療術業

・説明：温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などの医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。

これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

・事例：太陽光線療法業；温泉療法業；催眠療法業；視力回復センター；カイロプラクティック療法業；ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）；リフレクソロジー

■大分類N 生活関連サービス業、娯楽業 - 78 洗濯・理容・美容・浴場業 - 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 - 7892 エステティック業

・説明：手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。

・事例：エステティックサロン；美顔術業；美容脱毛業；ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）

■大分類N 生活関連サービス業、娯楽業 - 78 洗濯・理容・美容・浴場業 - 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 - 7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）

・説明：手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分類 [7892] に、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類P-医療、福祉 [835] に分類される。

・事例：ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのもの）

Q6. 大企業の子会社は補助対象事業者となれるのか。

A6. 法人として別に登記がなされていれば対象事業者となります。ただし、「みなし大企業」は補助対象事業者となることができませんのでご注意ください。

Q7. 佐賀県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者になれるのか。

A7. 補助対象事業者になります（佐賀県内で取り組む補助事業に限る）。

Q8. 暴力団、暴力団員等でないことの確認は、どのようにするのか。

A8. 補助金交付要綱 別紙1の誓約書を提出してもらいます。確認の必要がある場合は、佐賀県を通じ、県警本部に確認することになります。

Q9. 県内に事業所があり、県内の事業所として申請を考えているが、県外にある社員寮を整備する事業は対象になるか。

A9. 佐賀県内で実施する事業が対象であるため、県外での取組は対象となりません。

Q10. 現在県外で営業をしており、これから新たに佐賀県内に事務所を設置する計画であり、トイレや更衣室、休憩室等の整備費用は対象となるか。

A10. 現在県内に事務所や店舗がなければ、対象にはなりません。

Q11. 過去の佐賀県多様な人材確保環境整備補助金（第1～3弾）において採択されているときは申請できるのか。

A11. 過去の佐賀県多様な人材確保環境整備補助金（第1～3弾）で採択されている場合も申請は可能です。ただし、過去採択された事業と同一事業（同一経費）は対象経費となりません。

■売上・粗利益・営業利益減少要件

Q12. 売上高（又は粗利益）の比較について交付要綱によると「連続する3ヶ月の合計売上高が、同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少」となっているがどうか。

A12. 対象月として令和6年1月～令和6年3月までの連続する3ヶ月、例えば令和6年「1月」「2月」「3月」を選択した場合は、令和3年、令和4年、令和5年のいずれかから同3ヶ月（「1月」「2月」「3月」）を選択して比較月とし、対象月が比較月より売上高が10%以上減少していれば、補助対象者として申請が可能ということになります。

また、粗利益の減少の場合には、同様の考え方で粗利益が3%以上減少していれば要件を満たします。

※対象月の売上高（粗利益額）が負となる場合は「0」としてください。

Q13. 営業利益の比較について交付要綱によると「直近の決算書の営業利益額が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること」となっているがどうか

A13. 直近の決算書が令和7年度分だとすると過去4年度については令和6年度、令和5年度、令和4年度、令和3年度のいずれかとなり、令和7年度の営業利益と比較していずれかの年度の営業利益が3%以上減少していれば要件を満たします。 ※決算期の都合上、直近の決算書が令和6年度分になることについては差し支えありません。

■事業場内最低賃金（賃金UP要件で申請可能対象者は確定申告で決算書を提出していない小規模事業者（個人）のみ）

Q14. 事業場内最低賃金とはなにか。

A14. 事業場内最低賃金とは、当該事業場における雇入れ後3か月を経過した常時使用する従業員の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいいます。

※最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例許可制度において許可を受けている最低賃金は、本補助金における「最低賃金」の従業員には該当しません。

Q15. 最低賃金の算定に含まれる賃金はどのようなものか。

A15. 主な賃金ごとの算定対象・対象外は以下のとおりです。

【最低賃金の対象となる賃金（例）】

・基本給 ・職務手当 ・住宅手当

【最低賃金の対象とならない賃金（例）】

・賞与 ・時間外勤務手当 ・休日出勤手当 ・深夜勤務手当 ・通勤手当
・家族手当 ・皆勤手当 ・その他臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

※対象・対象外の判断に迷われる場合には、必ず労働局等の所管機関にお尋ねください。

Q16. 事業場内の最低賃金を算定した結果、現在、最低賃金を下回っていることが判明した。この場合でも、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ且つ、最低賃金を上回れば補助対象者となるか。

A16. 賃金引上げ前、賃金引上げ後に関わらず、いずれの時点において最低賃金を下回っている事業者は補助対象とはなりません。

Q17. 事業場内最低賃金の引き上げ前（引き上げの基準月時点）は在職していた従業員が、引き上げ後引き上げに伴う賃金の支払いを終え、その後退職し、申請時にいない場合でも、要件を充足しているのか。

A17. 該当者が既に退職していても、指定期間内での引き上げ及び賃金支払いの事実があれば、要件は充足していると認められます。

Q18. 賃金台帳とはなにか。

A18. 労働基準法第108条において、従業員を雇うすべての使用者（事業者）に作成・保管が義務付けられているものです。正社員、パート、アルバイトや契約社員など雇用形態にかかわらず、同事業場で働くすべての従業員について記載する必要があります。

Q19. 基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っている。この場合、事業場内最低賃金の算定はどのように行うのか。

A19. 歩合給の場合は以下のとおり算定します。

【引上げ前】

・賃金引上げ前の直近3か月間の歩合給合計額を、その間の総労働時間で除す。

【引上げ後】

・賃金を上げた月の歩合給額を、その月の総労働時間で除す。

歩合給の場合には、引上げ前直近3か月間の賃金台帳を提出してください。

また、歩合給と基本給の併給の場合には、上記により算定した額に固定給の時間当たりの額を加えてください。

■伝統的地場産品製造事業者等

Q20. 伝統的地場産品製造事業者等とはなにか。

A20. 伝統的地場産品の製造・販売等を主たる事業として営むもの又は国指定伝統的工芸品の原材料の製造・販売を主たる事業として営むもので、伝統的地場産品の製造される地域に主たる事業所を有する者をいいます。詳細は、交付要綱第2条及び交付要綱別表第2から別表第4をご確認ください。

■申請

Q21. 県内に複数の事業場を有しているが、事業場ごとに申請が可能か。

A21. 可能です。ただし、当該事業場で取り組む事業に限り補助対象経費として認められます。

Q22. 「多様な人材が活躍できるような職場環境の整備」にはどのような取組が考えられるのか。

A22. 一例として、以下のような取組が考えられます。

- ・従業員の暑熱対策のためのエアコン、スポットクーラーの導入
- ・女性従業員専用施設（トイレ、更衣室、休憩室等）の整備・
- ・身体的負担軽減のための従業員用トイレの改修
- ・職場内のWi-Fi整備

※生産性向上を目的とした取組ではなく、従業員が働きやすい職場環境づくりを目的とした取組が対象となります。

Q23. 申請は先着順で採否が決定されるのか。

A23. 先着順ではありません。提出期限までに申請された申請書について、必要書類が添付されているか、事業の趣旨の合致しているのか等の審査を経て「審査委員会」で採否が決定されます。

Q24. 申請時に添付する見積書は1者でいいか。

A24. すべての見積りにおいて2者以上の見積書を添付してください。ただし、2者以上の見積りを徴取することが困難又は不適當である場合は、「一者選定理由書」（交付要綱別紙3）を提出することで一者選定によることができます。ただし、既に事業に着手し、発注済みの場合は相見積の取得、一者選定理由書、ローカル発注調査の提出は不要とします。金額算定資料として契約内容や金額が分かる書類（契約書、発注書・請書等）の提出に代えることができます。

Q25. 県外の業者に発注することはできるのか。

Q25. 当該事業は、「佐賀県ローカル発注促進要領」が適用されます。従って、県内事業者を優先的に活用してください。県内事業者を活用する場合に、県内事業者の見積もり額が県外事業者の見積もり額より高額となる場合は、ローカル発注調書（交付要綱 別紙4）を提出していただきます。

※補助対象経費の100%を佐賀県内事業者から調達した場合は加算対象となります。

Q26. 購入を検討している設備を通販サイトなどネットで購入したいが可能か。また、購入できる場合、見積書は必要か。

A26. 購入は可能ですが、その通販サイトの出店者の事業所所在地が県外であるときは「県外企業と契約する理由書」が必要です。また、原則として、正式に見積書を取得することが必要ですが、申請時点では金額がわかるカタログや通販サイトの画面のコピー等でも構いません（最終的な実績報告時に正式な見積書をご提出いただきます）。

Q27. 交付決定後に計画を変更できるのか。

A27. 変更する場合は、事前に「変更交付申請書」を提出し、変更承認を得る必要があります。

Q28. 交付決定後に補助事業を途中で辞めることはできるのか。また、それまでに支出した経費は補助対象として認められるのか。

A28. 途中で辞めることは可能です。事前に「廃止承認申請書」を提出し、承認を得ることが要件です。なお、それまでに支出した経費については、補助対象として認められません。

Q29. 事業実施期間内に適切に契約した取引に係る経費を、期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

A29. 事業実施期間内に経費の支出まで完了する必要がありますので、期限後に支出した経費は対象になりません。

Q30. 認定支援機関とはどういうものか。また、認定支援機関の確認は必須か。認定支援機関は事業所の所在地域にある機関でなければならないのか。

A30. 一般的には地域の商工会、商工会議所、金融機関、税理士事務所などが認定されています。また、認定支援機関の確認は必須です。なお、認定支援機関が事業所の所在地域にある必要はないため、任意の機関（県外でも可）にご相談ください。

Q31. 郵送の場合は、郵便局で消印が記されるが、「宅配便」の場合、提出期限に到着したかどうかをどのようにして確認するのか。

A31. 宅配便については、宅配事業者が預かった日（受付日）が提出期限までになっていることをもって、申請書が期限までに到着したものとみなします。

Q32. 申請時点で相見積書の添付が必要か。

A32. 必要です。ただし、2者以上の見積りの徴取が困難又は不相当である場合は一者選定理由書の提出に代えることができます。

Q33. 補助下限額を下回る事業でも申請できるか。

A33. 申請できません。

Q34. 事業実施計画書の計画内容を更に説明するために関係資料をつけたいと考えているが分量に制限はあるのか。

A34. 事業実施計画書については要点を絞り、簡潔に記載していただくこととしています。補足資料については特に分量制限は設けていませんが、同様に要点を絞り、必要最低限の資料を添付してください。

Q35. 財産を取得した場合は、「取得財産管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「財産」はどのようなものを指すのか。

A35. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産を指します。

Q36. 申請書は何部必要か。

A36. 1部ご提出ください。なお、提出書類は返却しませんので、事務局からの問い合わせに対応できるように申請者側でコピーを取るなど必ず控えを保管してください。

Q37. 2者以上の見積の徴取が困難又は不相当である場合は、単独随意契約ができるとあるが、徴取が困難又は不相当である場合とは、どんな場合か。

A37. 特許品、特殊技術製品等でその取扱店が一店のみであり、事実上2者以上から見積書を徴取することができないとき（取扱店一店のため随契）。購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく2者以上から見積書を徴取することが無意味と認められるとき（定価販売品につき随契）。物品の改良・修繕等がその購入店以外では困難である特段の理由があるとき。（販売特約店等）（購入店（修繕等）と随契）。長年にわたる取引関係により信頼関係を築いている事業者であり、維持管理も含めた総合的な観点から有利であるとき（長年の取引先であることから随契）。などの場合です。

Q38. 申請書の事業計画名は、どのように記載したらいいか。

A38. 今回取り組む事業の概略がわかるような名称を記載してください。

Q39. 交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積もりを行った結果、資材高騰の影響により経費が増額となったが、補助金の増額も認められるのか。

A39. 補助金の増額は認められませんので、補助対象経費が増額した場合は、増額部分は自己負担していただくこととなります。一方で、補助対象経費が減額となった場合には、それに合わせて補助金額を再計算することとなります。

Q40. 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。

A40. 補助金申請前に支出した経費は対象となりません。交付決定日以降に発生（発注・契約等）した経費のみ対象となります。

Q41. 中止及び廃止とは何か。

A41. 中止とは、事業を一時的に中断することを言い、廃止とは、今後、事業の実施が見込めない場合を言います。中止の場合は、様式第4号により、廃止の場合は、様式第5号により、承認申請が必要です。

Q42. 交付決定の辞退とは何か。

A42. 交付決定から20日以内に事業を実施することが困難となり、事業を辞めることを「辞退」としてしています。それに対して交付決定から20日を超えてから事業を辞める場合を「廃止」として区別しています。

Q43. 購入を検討している設備の設置場所が決まっていなくても、申請時に設置前の写真の提出は必要か。

A43. 申請時点で決まっていなければ、申請時点では提出の必要はありませんが、実績報告の際には設置前後の写真を提出してください。

Q44. 個人事業主だが、誓約書の「所在地・住所」はどこを記載するのか。

A44. 自宅以外に店舗や事務所があればその住所を記載してください。

Q45. 申請書のチェックシートは提出が必要か。

A45. チェックシートの提出は不要ですが、必要書類がそろっているかをチェックシートで十分確認のうえ申請書一式をご提出ください。

Q46. 見積書は原本の提出が必要か。

A46. 原本は申請者で保管していただき、写しの提出をお願いします。

Q47. 個人事業と法人の両方で事業を行っているが、それぞれで申請することは可能か。

A47. それぞれで申請可能です。

■補助対象経費

Q48. 汎用性があるものは対象外経費にならないということだが、エアコンは対象外になるのか。

A48. 本補助金は、職場環境整備を目的としており、業務で使用するものとは異なり、ある程度汎用性があるものも対象として認められます。

【補助対象として認められるもの】

職場等で過ごす（生活する）上で必要最低限な備品かつ事業目的に沿うものであれば汎用性がある備品であっても可。

（例）休憩室や更衣室、社員寮に設置する冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど

【補助対象として認められないもの】

・娯楽性の高いもの（テレビ）や目的外使用の可能性が高いもの（事務用PC、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、家具、乗用車 等）。

Q49. チラシの活用例に記載されているロッカーは対象となるのか。

A49. 更衣室の整備等人材確保・人材定着に資するような取組であり、取組に必要である場合は対象となります。対象経費については「その他」で計上をしてください。

Q50. 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

A50. 違う設備を導入する事情等により検討が必要ですので、まずは事務局へご相談ください。必要な場合は、「変更承認申請」の手続きを経ての承認が要件となります。

Q51. 消費税は対象になるのか。

A51. 消費税及び地方消費税については対象となりません。補助対象経費から消費税を含まない金額で交付申請、実績報告を行ってください。

Q52. 設備を導入する際に床面の耐久性を上げるために基礎の工事を行いたいが、対象になるか。

A52. 対象になります。基礎工事が必要であることがわかる資料をご提出ください。

Q53. 現在使用しているエアコンが老朽化したため、買い替えを検討しているが対象になるか。

A53. 人材確保・人材定着に資するような職場環境整備の取り組む事業に必要なものであれば、対象になります。

Q54. コンテナハウスを導入し、休憩室設置を検討しているが対象になるか。

A54. お問い合わせ内容の場合、コンテナハウスは建築物に該当しますので、一般的には不動産と判断され、対象になりません。しかし、建築物であっても不動産に該当しない場合があります。したがって、申請前に市町の税務課等へご確認いただき、不動産に該当しないことがわかれば対象となります。

Q55. 見積金額が税抜で10万円以上のものについて補助対象となっているが、少額の物品は対象にならないのか。

A55. 少額の物品であっても必要性が認められ、同一業者にまとめて少額物品を発注することを前提に見積りを徴取した結果、1見積りの金額が10万円（税抜）以上となれば対象になります。

Q56. 申請時点では補助下限額以上の交付申請額であったが、実際に購入する時点で値引きされたことで補助下限額を下回った場合はどうなるのか？

A56. 最終的に補助下限額を下回った場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

■支払い

Q57. 補助金の先払い（概算払い）は可能か。

A57. 先払い（概算払い）はできません。精算払いとしていますので、補助金入金までの資金繰りを確保してください。

Q58. 補助金はいつ頃支払われるのか。

A58. 実績報告書を受理した後、適正に事業が完了していることが確認されると、事務局から額の確定通知を発行します。その後、補助金交付請求書をご提出いただき、補助金の支払いを行うことになります。実績報告書の内容等により事務処理に要する時間が異なりますので一概には言えませんが、以上の事務が滞りなく進んだ場合には、実績報告書の提出後1ヶ月～1ヶ月半程度での支払いになります。

Q59. 経費の支払いはクレジットカードでも可能か。

A59. 可能です。クレジットカードの利用明細書等の支払いを証明する書類を提出してください。ただし、クレジットカード名義が法人名義もしくは代表者名義のものに限ります。また、クレジットカード決済の場合には、当該代金が預金口座から引き落とされた日が支払日となりますので、事業期間内に引き落としまで完了する必要があります（カード決済時点で受注業者から領収書が発行されていれば、当該領収書の日付を支払日と見做します）。

Q60. 経費の支払いはp a y払いでも可能か。

A60. p a y払い等の電子マネーでの支払いは認められません。

Q61. 支払いの証拠書類はレシートでもよいか。

A61. レシートは認められません。購入店にて領収書を発行してもらってください。

Q62. 経費の支払いは小切手や手形でも可能か。

A62. 小切手や手形での支払いは認められません。

Q63. 補助事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。

A63. 事業が完了し、それにかかる経費の支払いが完了した日となります。

Q64. 支払いの際の振込手数料を負担することになっているが、手数料を負担しなかった場合はどうなるのか。

A64. 振込手数料分の値引きがあったとみなし、その分を減額して補助金の支払いを行うことになります。その結果、補助金が補助下限額を下回るようなことがあれば補助金の対象外となりますのでご注意ください。

■その他

Q65. 佐賀県内事業者からの調達（ローカル発注）を考えてはいるが、県内にはこの業者のほかに取扱業者がないため、相見積書が県外からしか取得できない。この場合の相見積書は県外事業者のものでよいか。

A65. 県外事業所1者（中古品の場合は2者）から見積書を取得して下さい。見積合わせの結果、県外事業者の見積額が県内事業者の見積額よりも安価で県外事業者に発注することについては差し支えありません。

Q66. 佐賀県内事業者からの調達（ローカル発注）を考えている。県内にはこの業者のほかに取扱業者がないため、相見積書を県外業者から取得したところ、県外業者の見積額が県内業者の見積額より安価だったが、県内業者に発注したい。この場合はどうすればよいか。

A66. 県外事業所の見積は、1者（中古品の場合は2者）から取得して下さい。その上でローカル発注調書（交付要綱別紙4）を提出してください。

Q67. 審査の経過・内容（審査委員の氏名、申請者の点数、不採択理由等）については教えてもらえるか。

A67. 審査の経過・内容に関する問い合わせには応じられません。採択決定を行った申請者名及び事業計画名について佐賀県産業イノベーションセンターのホームページにおいて一定期間公開します。